

# 「おかやま有機無農薬農産物」生産方針

生第 1287 号農林水産部長通知  
平成 13 年 3 月 28 日 制 定  
平成 13 年 5 月 31 日一部改正  
平成 19 年 3 月 27 日一部改正  
平成 31 年 3 月 1 日一部改正  
令和 8 年 2 月 13 日一部改正

## 1 趣 旨

日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）の規定における、有機農産物の日本農林規格（平成 12 年 1 月 20 日告示。以下「有機 J A S 規格」という。）に基づく本県独自の「おかやま有機無農薬農産物」を生産する場合の方針を定める。

## 2 おかやま有機無農薬農産物

「おかやま有機無農薬農産物」とは、次の基準を満たす方法により生産された農産物という。

有機 J A S 規格 5 に定める「生産の方法」を満たす方法により生産していること。

ただし、同「生産の方法」の 5.7「ほ場における肥培管理」又は 5.8「きのこ類の栽培場における栽培管理」に定める附属書 A の表 A.1 は別表 A に掲げる有機物資源及び天然資材とする。

また、同「生産の方法」の 5.10「ほ場又は栽培場における有害動植物の防除」に定める附属書 B の表 B.1 に掲げる農薬（天敵を除く。）は使用しないこととし、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみによって有害動植物の防除を行うこと。具体的防除内容を別表 B に例示する。

## 3 有機 J A S 農産物からおかやま有機無農薬農産物への移行条件

有機 J A S 農産物認証からおかやま有機無農薬農産物認証へ移行する場合において下記の期間、前項（「おかやま有機無農薬農産物」基準を満たす方法）に該当する生産が行われていること。

（1）多年生作物については、前回の収穫から（ただし、初めての収穫に達する育成中の作物の場合は収穫の 1 年前から）当該収穫まで。

（2）その他の作物については、播種又は植付け前 6 か月以上（ただし、年 1 作作物については、当該作物の前回収穫から当該収穫まで）。

## 4 表示方法

登録認証機関の認証を受けた生産行程管理者は、有機 J A S マークとともに「おかやま有機無農薬農産物」ブランドマークを表示することができる。



## 5 その他

この方針に定めるもののほか、この方針に必要な事項は別に定める。

別表 A

土づくり資材及び肥料

土づくり資材及び肥料の種類	
植物及びその残さに由来するたい肥 家畜及び家禽排泄物に由来するたい肥 樹皮たい肥 魚かす なたね油かす 米ぬか油かす 大豆油かす 骨粉 乾燥藻 草木灰 ニガリ 木炭 泥炭（ピートモスを含む） その他の土づくり資材及び肥料	
植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壌の性質に変化をもたらすことを目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質に由来するもの（これらを燃焼、焼成、溶解、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びにこれらから化学的な方法によらず製造されたものに限る。）で化学的に合成された物質を添加しないものであり、登録認証機関が認めるもの。	

注：各資材の基準は、有機 J A S 規格附属書 A の表 A. 1 の基準に準ずる。

別表 B

耕種的防除、物理的防除、生物的防除の具体的内容（例）

防除項目		
病虫害防除	耕種的防除	①適地適作、輪作、混作、田畑輪換による回避 ②播種期・定植期の移動による回避 ③耐病虫性品種、耐病虫性台木、種苗の選択、肥培管理による回避 ④マルチによる土壌伝染性病害の回避 ⑤有機物、カニ殻施用による回避 ⑥ハウス温・湿度管理による回避 ⑦病果、病葉の摘除による回避 ⑧ほ場の清掃
	物理的防除	①種子の比重選 ②太陽熱、湛水による土壌消毒 ③土壌の焼土、蒸気・熱水消毒 ④温湯、乾燥・乾熱による種子消毒 ⑤光の利用 ⑥寒冷しゃ被覆及び障壁設置による回避 ⑦雨よけ施設、傘かけによる回避 ⑧防蛾ネットによる回避 ⑨袋掛けによる回避 ⑩電気機器の利用 ⑪害虫の捕殺
	生物的防除	①寄生性・捕食性天敵（微生物を除く。）の利用 ②弱毒ウイルスの利用 ③対抗植物の利用
雑草防除		①耕起、輪作、湛水、被覆等による増殖防止 ②草刈り、草取り、焼却による防除 ③魚介類、小動物、家禽による増殖防止